

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
18	補助金、交付金等の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1. 同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。	1. 同一又は同種の補助金、交付金等については、原則として小林市の制度等に統一する。				全
		2. 独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。	2. 独自の補助金、交付金等については、その公益性及び必要性について検討した上で、他の補助金制度との均衡を考慮し調整する。				全
		3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。	3. 整理統合できる補助金、交付金等については、統合または廃止の方向で調整する。				全
19	自治会・行政連絡機構の取扱い 第8回(H20.10.9) 提案・確認	自治会・行政連絡機構については、以下のとおりの取扱いとする。 1. 区の構成単位の名称は、小林市の制度等に統一し、「組」とする。ただし、合併年度は旧町の例による。	自治会・行政連絡機構については、以下のとおりの取扱いとする。 1. 区の構成単位の名称は、小林市の制度等に統一し、「組」とする。ただし、合併年度は旧町の例による。				4
		2. 区長の業務のうち、野尻町の文書送達業務は、廃止する。	2. 区長の業務のうち、2町の文書送達業務は、廃止する。			調整内容中「2町」を「野尻町」に変更する。	4
		3. 区長の身分は、小林市の制度等に統一し、任意団体の長とする。ただし、合併年度は旧町の例による。	3. 区長の身分は、小林市の制度等に統一し、任意団体の長とする。ただし、合併年度は旧町の例による。				4
		4. 行政推進業務委託料、いきいき地域づくり区交付金の算定基準については、合併までに調整する。	4. 行政推進業務委託料、いきいき地域づくり区交付金の算定基準については、合併までに調整する。				4
20	町名・字名の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1. 町・字の区域は、現行のとおりとする。	1. 町・字の区域は、現行のとおりとする。				2
		2. 町・字の表示は、「大字」の文字を削除し、野尻町の区域は、「小林市」の次に「野尻町」を付し、別紙3(P73)のとおりとする。	2. 町・字の表示は、「大字」の文字を削除し、 <u>高原町及び野尻町の区域は、「小林市」の次にそれぞれ「高原町」「野尻町」を付し、別紙3のとおりとする。</u>			調整内容中「高原町及び」、「それぞれ「高原町」」を削除する。	2
		3. 地域自治区設置終了後の表示は、合併後に再度検討する。	3. 地域自治区設置終了後の表示は、合併後に再度検討する。				2
21	慣行の取扱い 第3回(H20.6.26) 提案・確認	1. 都市宣言については、小林市の制度等に統一する。ただし、異なる宣言は地域で生かせるよう合併までに調整する。	1. 都市宣言については、小林市の制度等に統一する。ただし、異なる宣言は地域で生かせるよう合併までに調整する。				2